

地域密着型金融推進計画

当金庫は、ビジョンとする「地域貢献度の高い金融機関」を目指し、平成23年4月から3年間の「地域密着型金融推進計画（平成23年度～平成25年度）」を策定し、その達成に向けて日々活動を続けて参りました。このたび、平成24年度における同計画の主な取組実績を公表いたします。また、同計画の詳細な内容につきましては、ホームページ（http://www.shinkin.co.jp/hyoshin）において公表しておりますので、ぜひご覧ください。

当金庫は、地域密着型金融を地域金融機関の使命として捉え、自主性・創造性を発揮しつつ、恒久的に、その推進・深化に取組んでまいります。

主な取組み

①本部に経営支援業務を専門的に行う人材を配置し、販路開拓、海外進出、各種経営相談等、取引先の課題解決に取組みました。	②各種支援機関の制度利用を中心に取引先の「ビジネスマッチング」に取組み、多くの成果を挙げることができました。	③平成24年11月5日に、「経営革新等支援機関」に認定されました。	④経営相談会を24カ店で開催しました。	⑤経営改善支援先を47先選定し、経営改善支援に取組みました。その結果3先の債務者区分がランクアップしました。
------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------	-----------------------------------	---------------------	--------------------------------------------------------

経営革新等支援認定機関について

当金庫は、24年8月に中小企業経営力強化支援法が施行された事に伴い、経営改善に取組む中小企業に対して、今後も継続して専門性の高い支援事業を実現していく為に、認定申請を提出し、「経営革新等支援機関」に認定されました。

「経営革新等支援機関」を認定する目的・効果としては、中小企業・小規模事業者の経営課題は、多様化・複雑化しており、既存の中小企業支援者に加え、金融機関や税理士法人等の専門性を有する支援事業を行う者の認定を通じ、各支援機関が連携を図り、中小企業・小規模事業者に対して専門性の高い支援事業を実現する事により、地域全体における支援機能の質を高め、中小企業・小規模事業者に対する支援の輪が一層広がる事を期待しております。

尚、自ら経営改善計画等の策定が困難な中小企業・小規模事業者を対象に「経営革新等支援機関」が経営改善計画策定支援を行うことにより、中小企業・小規模事業者の経営改善・事業再生を促進しております。

- * 経営改善計画策定支援に要する費用等については、総額の2/3（上限200万円）まで、「経営改善支援センター」が支援します。
- * 「経営革新等支援機関」とは、中小企業の経営相談等に関して専門的知識や実務経験が一定レベル以上ある者として、「中小企業経営力強化支援法」に基づき、国の認定を受けた公的な支援機関。主な認定支援機関として、税理士・税理士法人・公認会計士・中小企業診断士・弁護士・金融機関等があります。

経営改善支援等の取組み実績

（24年4月～25年3月）

	期初債務者数	うち経営改善支援取組み先数	αのうち期末に債務者区分がランクアップした先数			経営改善支援取組み率	ランクアップ率	再生計画策定率
			β	γ	δ			
	A	α	β	γ	δ	α/A	β/α	δ/α
正常先	① 3,554	0	0	0	0	0.0%	—	—
遅延先	② 1,003	38	1	32	34	3.8%	2.6%	89.5%
滞り先	③ 91	4	1	2	3	4.4%	25.0%	75.0%
破綻懸念先	④ 209	5	1	3	1	2.4%	20.0%	20.0%
実質破綻先	⑤ 173	0	0	0	0	0.0%	—	—
破綻先	⑥ 40	0	0	0	0	0.0%	—	—
小計(②～⑥の計)	1,516	47	3	37	38	3.1%	6.4%	80.9%
合計	5,070	47	3	37	38	0.9%	6.4%	80.9%

（注）「再生計画を策定した先数δ」とは「中小企業再生支援協議会の再生計画策定先」+「RCCの支援決定先」+「金融機関独自の再生計画策定先」を記載しております。

創業・新事業支援融資実績

（24年4月～25年3月）

	件数	金額（単位：百万円）
創業・新事業支援融資実績	4	26

中小企業再生支援協議会活用実績

（24年4月～25年3月 当金庫持込み分）

	（単位：先数）		
	事前相談	一次対応	二次対応
中小企業再生支援協議会活用実績	21	11	6

個人保証・不動産担保に過度に依存しない融資の取組み状況

（24年4月～25年3月）

	件数	金額（単位：百万円）
技術評価制度利用融資	2	63
動産・債権譲渡担保融資	37	1,520
財務制限条項活用融資	4	287

地域金融の金融円滑化に向けた対応

ひょうしんは、地域への安定的な資金供給を通して、地域経済の発展に寄与するため、金融円滑化に対する態勢を整備しております。

中小企業金融円滑化法期限到来以後の方針

当金庫では、地域金融機関として、中小企業金融円滑化法の施行以前より、中小企業者・個人事業者・個人のお客様を対象に金融の円滑化に取り組んで参りました。同法は期限到来を迎えましたが、その精神は恒久的なものであり、当金庫では、同法の期限到来後も従来と変わることなく、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めて参ります。又、それぞれのお客様が抱える問題・課題を十分に把握・検証した上で、その解決に向け、十分な時間をかけて、きめ細かな対応を実施するように努めて参ります。

金融円滑化に関する基本方針並びに体制の概要

第1 借入条件の変更等の実施に関する方針

当金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、「地域金融円滑化のための基本方針」に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでおります。

第2 借入条件の変更等の状況を適切に把握するための体制の概要

(1) 金融円滑化管理規定における金融円滑化管理体制

当金庫は、地域金融の円滑化に資するため、「金融円滑化管理規定」を制定し、金融円滑化管理に関する組織体制、及び役割を以下の通り定めております。

- ・ 理事会は、金融円滑化管理に係る最終責任機関として、「金融円滑化管理方針」を定め、組織全体に周知を図ります。
- ・ 常勤理事会は、「金融円滑化管理方針」に基づく金融円滑化管理を行うため、庫内の連絡・報告体制を整備するとともに、定期的または必要に応じて、管理体制の改善を図ります。

(2) 金融円滑化統括責任者、金融円滑化管理責任者、金融円滑化管理担当者

「金融円滑化管理規定」では、本部において、金融円滑化統括責任者ならびに、金融円滑化管理責任者、金融円滑化管理担当者を配置し、金融円滑化に関する各事項の任にあつております。

- ・ 金融円滑化統括責任者は、融資担当理事がその任にあたり、金融円滑化管理全般を統括、管理します。
- ・ 金融円滑化管理責任者は、融資部長がその任にあたり、金融円滑化に係る適切な管理を確保する態勢の整備・確立に努めます。
- ・ 金融円滑化管理担当者は、審査課長および経営相談課長がその任にあたり、金融円滑化管理の適切な実施に向けて、金融円滑化に係る営業店の啓蒙、実施状況の記録・報告のほか、改善計画の策定指導、計画の進捗管理などを行います。

(3) 金融円滑化営業店責任者、金融円滑化営業店担当者

「金融円滑化管理規定」では、営業店において、金融円滑化営業店責任者と金融円滑化営業店担当者を配置します。

- ・ 金融円滑化営業店責任者は、営業店長がその任にあたり、金融円滑化の情報収集等、適切な顧客対応の指導監督に努めます。
- ・ 金融円滑化営業店担当者は、融資担当役員がその任にあたり、金融円滑化に係る窓口対応と記録・報告に努めます。

第3 借入条件の変更等に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

(1) 金融円滑化苦情相談責任者、金融円滑化苦情相談担当者

「金融円滑化管理規定」では、本部に、金融円滑化苦情相談責任者、金融円滑化苦情相談担当者を配置し、金融円滑化に係るお客様からの苦情相談に対し適切な対応を図ることとしております。

- ・ 金融円滑化苦情相談責任者は、法務部長がその任にあたり、金融円滑化に係る苦情相談への適切な対応の検証と報告を行います。
- ・ 金融円滑化苦情相談担当者は、お客様相談室長がその任にあたり、金融円滑化に係る苦情相談の適切な受付と報告を行います。

(2) 金融円滑化に係る苦情相談専用回線

金融円滑化に関する受付用に専用のフリーダイヤル電話回線を設置し、「地域金融円滑化のための基本方針」に記載して店頭で開示しております。

第4 借入条件の変更等を行った中小企業者であるお客様の事業についての改善または再生のための支援を適切に行うための体制

(1) 経営相談課による支援

当金庫では、お客様の事業に関する改善または再生のための支援につきましては、従来から、本部担当部署である経営相談課にて対応しております。「金融円滑化管理規定」では、金融円滑化管理担当者の役割に、改善計画の策定支援および事後管理を定め、営業店と連携してお客様の支援に努めることとしております。

(2) 経営相談会の開催

当金庫では、従来から、地域の事業者さまを対象とした経営相談会を開催しております。営業店において順次開催する定例相談会のほか、お客様の依頼により個別に訪問する機会も設けております。

以上

平成22年1月20日

地域金融円滑化のための基本方針

兵庫信用金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1. 取り組み方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定的な資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとつて、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取り組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- 金融円滑化への対応を定めた、「金融円滑化管理方針」および「金融円滑化管理規定」を制定します。
- 本部に金融円滑化統括責任者および金融円滑化管理責任者を設け、取組状況に関する検討・分析、並びに、関連部署への指示・指導を徹底します。
- 営業店において、営業店長を金融円滑化営業店責任者および融資担当役員を金融円滑化営業店担当者として選任し、お客様からの「金融円滑化相談窓口」として対応します。

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や兵庫信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

*なお、お客様からの貸付条件の変更等に関するご意見や苦情相談は、下記の相談窓口をご利用ください。

兵庫信用金庫 お客様相談室（フリーダイヤル）

 0120-685-123

取扱時間 平日 9:00～17:00